

海老名市マンション
耐震診断費補助金交付制度の
ご案内

平成27年4月1日制定
平成28年1月1日改訂

海老名市マンション耐震診断費補助金交付制度

この制度は、「海老名市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て、工事に着手した分譲マンションの管理組合が実施する耐震診断に対し、耐震診断費の一部を補助することにより、市民の耐震化への取り組みを支援するものです。

【補助対象者について】

○マンションの管理組合または管理組合法人

【補助対象建築物について】

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て、工事に着手したもの
- 区分所有者が存する建築物で、住戸数の過半数を区分所有者の居住の用に供するもの
- 延べ面積の1/2を超える部分が共同住宅であるもの
- 建築図面（平面図、構造図など）があるもの
- 管理組合の集会において、予備診断・本診断の実施に関する議決がなされているもの
- 事前相談により、予備診断・本診断を行うことが可能と認められるもの
- 本診断の結果について耐震判定委員会により適正との評価を受けたもの

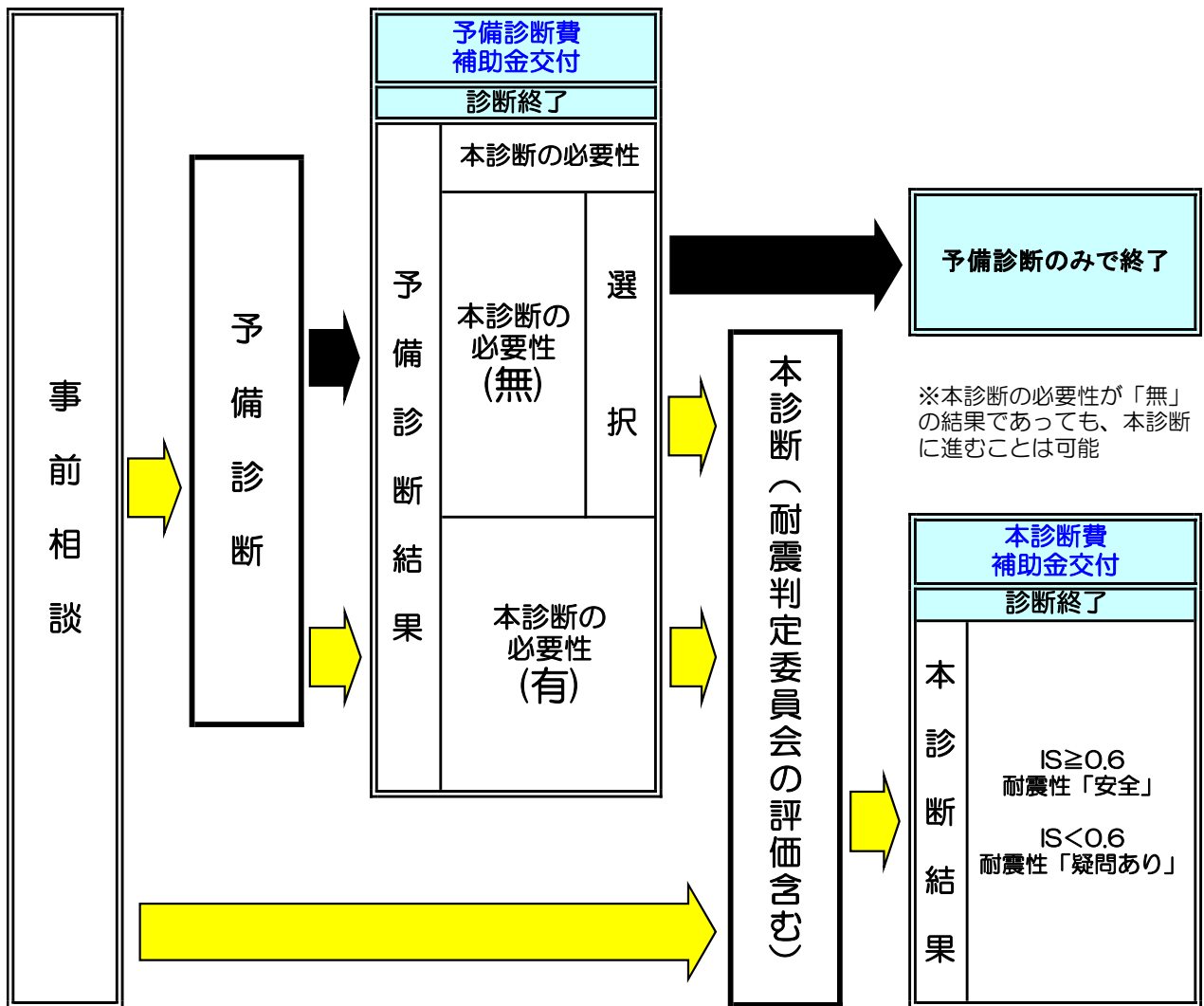
【耐震診断に対する補助額について】

○予備診断の場合
予備診断に要する費用の2/3、かつ1棟あたり20万円を限度とします。

○本診断の場合
本診断費にかかる費用の1/2、かつ1棟あたり150万円を限度とします。
ただし、1,000㎡未満の場合は1,500円/㎡を限度とします。

海老名市マンション耐震診断費補助金交付制度

< 概 念 図 >



○予備診断とは

簡易的な診断法による耐震性の有無及び本診断の必要性の有無を判断するものであり、本診断の実施に向けた概算費用の算出をするもの

※予備診断は、簡易的な診断方法を用いるため、本診断の必要性が「無」と判定されたものであっても、本診断が実施できる建築物については、本診断に進むことは可能です。

○本診断とは

耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断で、耐震判定委員会の評価を受けたもの

IS ≥ 0.6 「安全（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している）」
IS < 0.6 「疑問あり」

※ISとは：構造耐震指標（耐震診断を行った建築物の耐震性能を表す指標）

※耐震判定委員会とは：全国耐震ネットワーク委員会に参加する団体等が設置した、建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を行う委員会。

※全国耐震ネットワーク委員会とは：「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」の略称であり、耐震診断、耐震改修等の推進に関し、国及び地方公共団体を支援するために、平成7年に、国の助言を受けて建築関係団体が設立した団体。

お 申 込 み 方 法

ご注意：事前相談書の提出時には、※耐震診断者（1級建築士）を決めていただく必要があるため、補助制度の適用を受けたい管理組合の方は、都市計画課までご相談ください。

補助金交付の受けたい方は、下記の書類を窓口にお持ちください。

【事前相談書提出時の必要書類】

- 対象建築物に係る登記事項が確認できるもの
- 対象建築物の区分所有者・居住者名簿
- 補助対象管理組合が法人である場合は法人登記事項が確認できるもの
その他の場合は、代表者を証明する書類
- 補助対象管理組合の規約の写し
- 確認済証の写し又はその内容が確認できるもの（確認通知書副本など）
- 補助対象建築物の検査済証の写し又はその内容が確認できるもの
- 補助対象建築物の構造・規模が分かる図書
- 補助対象建築物の概要が分かる案内図、配置図等図面
- 補助対象建築物の共同住宅（住宅部分）の面積の割合が確認できるもの
- 手続及び通知等に関する委任状（代表者以外のものが申請する場合）
- その他

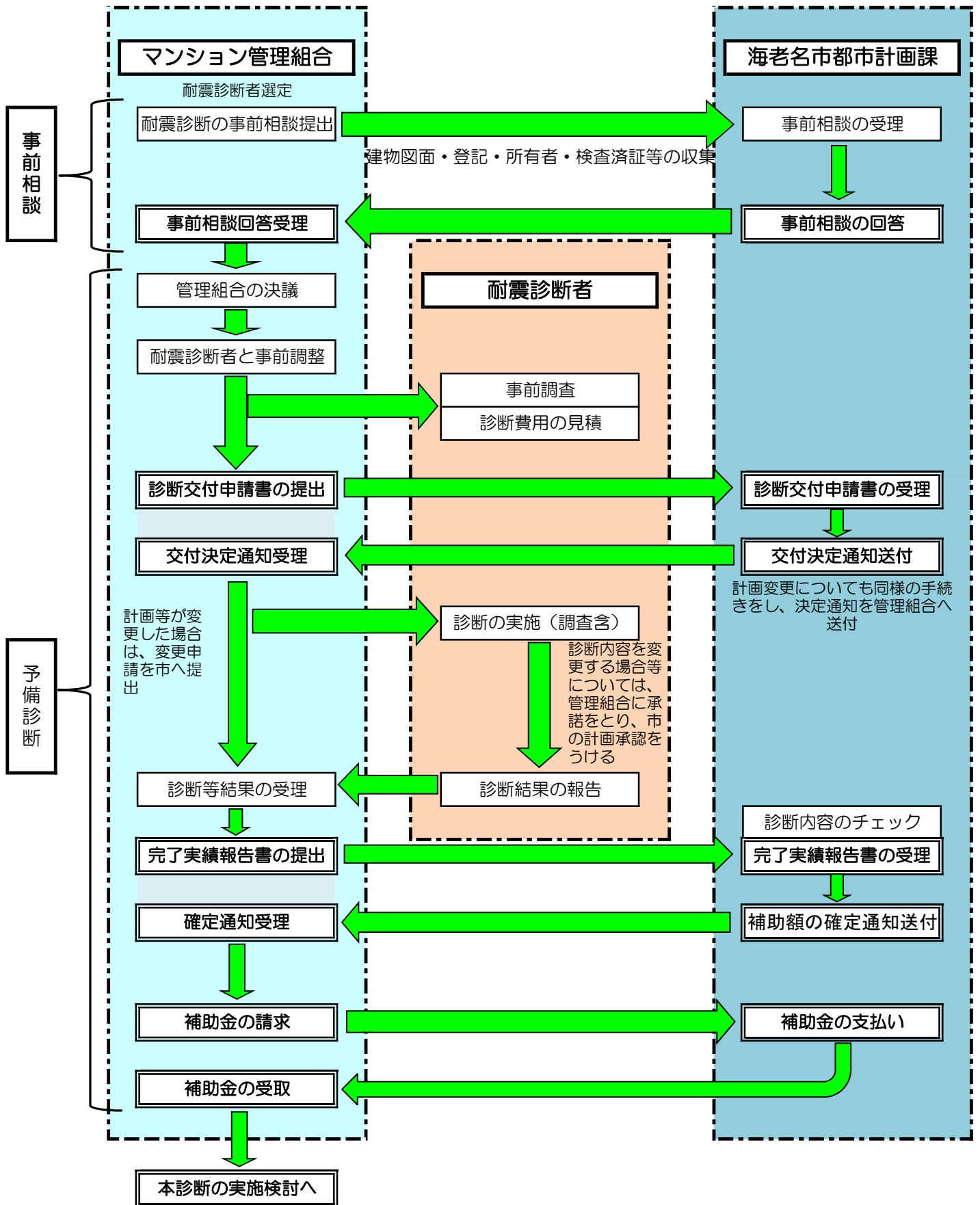
【補助金交付申請書提出時の必要書類】

- 耐震診断の実施に係る管理組合の総会の決議書の写し
- 耐震診断者の事務所並びに個人登録を証明する書類
- 耐震診断者の担当に関する個人登録を証明する書類
- 耐震診断の診断基準・調査項目・その実施方法を明らかにする計画書
- 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- 工程表（調査期間、診断報告書作成期限が分かるもの）
- その他

【補助金完了実績報告書提出時の必要書類】

- 耐震診断の結果報告書の写し
- 耐震診断の実施に係る調査写真
- 耐震診断の実施に係る契約書の写し
- 耐震診断に係る費用を支払ったことを証明する領収書の写し
- 耐震判定委員会の評価・判定書等の写し（本診断の場合）
- その他

海老名市マンション耐震診断補助金交付制度（予備診断）



海老名市マンション耐震診断補助金交付制度（本診断）

